

八代市告示第13号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月5日

八代市長 中村博生



- 1 景観計画の名称  
八代市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域  
八代市全域
- 3 効力の発生する日  
令和2年4月1日
- 4 縦覧場所  
八代市松江城町1番25号  
八代市役所建設部建設政策課